

## 「道路附属物（標識、照明等）の点検支援技術」に関する公募要領

### 1.公募の目的

国土交通省では、点検の知識と技能を有する者が、民間企業等が開発した各種の点検支援技術について、その特徴や能力を容易に確認・比較できるように、各技術の性能値をカタログ形式でとりまとめた「点検支援技術性能カタログ」を策定・公表しています。

現在、公表されている点検支援技術性能カタログは点検支援技術性能カタログ（橋梁・トンネル）、点検支援技術性能カタログ（舗装・道路巡視）、点検支援技術性能カタログ（土工）の三つですが、道路附属物の点検は橋梁やトンネルなどの道路構造物とは異なり、点検施設数が多いことから適切かつ効率的な点検を行えるようにするための支援技術が求められていることから、今回新たに点検支援技術性能カタログ（道路附属物）を策定することとなりました。

点検支援技術性能カタログ（道路附属物）は、道路附属物の現場での損傷の有無の確認、損傷の程度の把握、それらの記録までの一連の作業の効率化に資する技術について、実証実験による損傷の検出及び損傷の程度の把握の精度や記録の正確性などの検証を行ったうえで、応募者から提出された情報と合わせてカタログ形式でとりまとめる予定をしています。

本公募は「点検支援技術性能カタログ（附属物）」（以下、性能カタログとする）に掲載する点検支援技術を求めることを目的として実施するものです。

### 2.公募する技術

公募する技術は、道路法第2条第2項に規定する道路の附属物のうち、道路標識、道路照明施設、道路情報装置及び道路情報収集装置について、「小規模附属物点検要領（平成29年3月）」および「附属物（標識、照明施設等）点検要領（令和6年9月）」で求められている内容に即して実施する点検に使用するための技術とする。

今回の公募では特に点検コストの縮減、省人化など効率化や安全性の向上に資する技術を重点的に募集する。

#### (1) 公募する技術の内容

①支柱や取り付け部等の損傷の有無の確認及び損傷の程度を把握する際に、交通規制や高所作業車の使用を減らすことができる技術

道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置及び道路情報収集装置の支柱や取り付け部等の損傷の有無の確認及び損傷の程度を把握する際には、交通規制や高所作業車が必要となる場合が多いため、安全確保や交通への影響が課題となっている。

そこで、交通規制や高所作業車の使用をなるべく減らすことができる技術を求める。

具体的には以下のような技術を求める。

#### 求める技術例

- 支柱本体及び横梁の亀裂、腐食等を撮影した画像によって把握もしくは計測する技術
- 支柱本体及び横梁の亀裂、腐食等を超音波や電磁波等を用いて把握もしくは計測する技術

#### ②記録のとりまとめを簡易にできる技術

標識柱や照明柱は点検施設数が多いだけでなく、現地で点検部位の写真を撮影したうえで、事務所に戻って撮影した各施設との紐付け作業が生じるなど、記録をとりまとめる際の手間も多いことが課題となっている。

そこで、記録とりまとめに人手や時間をなるべくかけずに効率的に実施できる技術を求める。

具体的には以下のような技術を求める。

#### 求める技術例

- 動画から道路構造物の全景写真を作成する技術。
- 現場で撮影した写真を自動で該当する道路施設の点検様式に紐づける技術

#### ③路面境界部の損傷の有無の確認及び損傷の程度を把握する際に、掘削作業を減らすことができる技術

路面境界部の損傷の有無の確認及び損傷の程度を把握する際は、近接目視を行うために、時間や費用を要する路面掘削が必要となる場合がある。

そこで、路面掘削をなるべく減らすことができる技術を求める。

具体的には以下のような技術を求める。

#### 求める技術例

- 路面掘削を減らすもしくは路面掘削せずに超音波や電磁波、赤外線等を用いて路面境界部の亀裂、腐食、板厚等を把握する技術

#### (2) 応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

これらの条件を満たしていないことが後日発覚した場合には、カタログへの掲載を行わない、または削除することがある。

- 1) 選定の過程において、選定に係わる者（技術検討委員会※1、公募担当）に対して応募技術の内容を開示しても問題がないこと。

※1 技術検討委員会とは性能カタログの作成を行うにあたって、応募された技術実証及び評価等について審議・助言を行う委員会

- 2) 応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合しているこ

と。

- 3) 選定された応募技術について、技術の内容および試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 4) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 5) 3.応募資格等を満足すること。

### (3) 応募技術について確認する項目

応募技術の特性を把握するため、以下の項目について確認を行う。

- 1) 損傷の検出及び損傷の程度を把握できる精度（上記2（1）①、③の公募技術）
  - 応募技術を用いることで損傷の有無をどの程度検出できるか、損傷の程度をどの程度把握できるかを確認する。
  - 上記の内容は実証実験を実施することで確認する予定である。
- 2) 記録とりまとめの正確性（上記2（1）②の公募技術）
  - 点検様式にどの程度正確に入力できるかを確認する。
  - 上記の内容は実証実験を実施することで確認する予定である。
- 3) 技術導入効果
  - 従来の近接目視等による損傷の有無や損傷の程度の把握に比べ、応募技術を使用することで効率性（点検コストの縮減、点検時間の縮減、作業員の削減等）や安全性について、いずれか一つ又は複数が向上するかを確認する。
  - 従来の記録及びそのとりまとめに比べ、応募技術を使用することで効率性（点検コストの縮減、点検時間の縮減、作業員の削減等）について、いずれか一つ又は複数が向上するかを確認する。
  - 上記の内容は具体的にどれだけ効率性や安全性が向上するのかが分かる資料によって確認する予定である。
- 4) 実装する際の留意事項
  - 応募技術を活用するのに適した条件及び応募技術を現場で導入するにあたっての制約条件があるかを確認する。なお、応募技術の使用に適した条件の記述は必須とする。
  - 上記の内容は提出された資料によって確認する予定である。

## 3.応募者の資格

応募者は、以下の3つの条件を満足するものとする。

- 1) 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」または「法人」であること。
- 2) 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「法人」であること。  
なお、行政機関※1、特殊法人（株式会社を除く）、公益財団法人、公益社団法人及び大学法人等については、自ら応募者とはなれないが、共同研

究者として応募することができるものとする。また、共同研究者がいる場合は、応募に際して共同研究者の同意を得ていること。

※1「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- 3) 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4.応募方法

- (1) 書類の作成及び提出

「応募書類作成要領」に基づき作成し、提出方法は電子データによる E-mail での送信、または電子媒体の郵送か持参とする。

なお、データ容量が 20MB を超える場合は E-mail で受け取れないため、電子媒体の郵送又は持参とする。

- (2) 書類提出先

E-mail : rirs-koubo(at)rirs.or.jp

((at)を@に置き換えてください)

住所：〒135-0042 東京都江東区木場 2-15-12 MA ビル 3 階

宛先：一般財団法人 日本みち研究所 道路附属物点検支援技術公募担当

TEL : 03-5621-3111

#### 5.公募期間

令和8年4月28日（火）～令和8年6月30日（火）

（郵送による提出の場合は、締め切り日当日必着とする。）

#### 6.ヒアリング等の実施

提出された応募書類で不明な箇所がある場合及び応募された技術の内容や特性を確認するために追加情報の提示を求める場合は、ヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがある。

なお、ヒアリングを実施する場合は、実施時期、方法及び内容について対象者に連絡する。

#### 7.意見交換会の実施

応募者は、実証実験にあたり、技術活用に関する課題や可能性について検討するために技術検討委員会委員との意見交換会を開催する。

意見交換会は1回を予定しており、実施時期、内容については別途通知す

る。

## 8.実証実験の実施

応募された技術は次のとおり、実証実験を行うこととする。原則として、供試体やダミーデータを用いた実験の実施を想定している。実験の実施が困難である場合には、応募者と協議の上、効果を確認できる方法により実施することとする。

また、実験については、性能カタログに技術情報を収録することを目的に技術ごとに実験を実施する。

なお、実験結果に虚偽や不正が明らかになった場合は、選定を取り消すことがある。

### (1) 実施場所

実施場所については後日、公募担当が指定した場所で実施する。供試体やダミーデータでの実験が困難である場合は、応募者と協議の上、実施場所を決定する。

### (2) 実験方法

実験方法の詳細については、応募技術の特徴などを踏まえたうえで決定する。

### (3) 実験期間

実験期間は、令和8年8～9月頃を予定しているが、状況等により変更する可能性がある。また、継続的な実験が必要な場合は、適宜実験期間を延長して実施する。

### (4) 実験によって確認する項目

- 1) 確実性（どの程度の精度で損傷の有無や損傷の程度を把握することができるか、どの程度正確に点検結果を所定の様式に入力できるか）
- 2) 実現性（点検業務で技術の実装が可能か）
- 3) 安全性（安全に点検作業ができるか）
- 4) 適用性（現場での適用に際して条件はないか）

なお、上記の項目について確認したうえで、実際の点検現場で活用が見込まれないと判断された場合は、性能カタログに掲載しないことがある。

### (5) 実験の費用負担

実験に要する費用の負担は原則として以下に示すとおりとする。

- 1) 応募技術による計測、解析および結果の提出など実験に要する費用（旅

- 費等も含む)は応募者の負担とする。
- 2) 実験に使用する供試体やダミーデータの作成に要する費用及び計測結果を用いた評価等は国土交通省の負担とする。
  - 3) 本公募要領における手続きの中止や取り消しを行った場合、それまでに応募者が負担した費用については、応募者の負担とする。

## 9.性能カタログに掲載する技術の選定

### (1) 掲載する技術の選定

応募書類、ヒアリング及び実証実験に基づき、性能カタログに掲載することが妥当かを判断し、選定する。

また、選定にあたっては以下の項目の事項を満たしている必要がある。

- 1) 公募技術及び応募技術の条件、応募者資格等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

性能カタログに掲載される場合でも「2.技術公募 (3) 応募技術について確認する項目」で記述内容が妥当でないと判断された項目がある場合はその項目を空欄として性能カタログに掲載することとしている。

### (2) 選定結果の通知

応募者に対して選定結果を文書で通知する。また、選定された技術については応募者と内容を協議した上、国土交通省のホームページなどで公表することがある。

### (3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が虚偽その他不正な手段により決定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、決定通知の取り消しが必要と認められたとき。

## 10.その他

- (1) 応募された書類は技術の評価や確認以外に無断で使用することはない。
- (2) 応募された書類は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 実証実験時に撮影した写真などは、国土交通省のホームページなどで広報に使用する場合がある。
- (5) 応募者は、点検支援技術性能カタログ概要版の作成に協力すること。

(6) 応募者は、技術の提供を終了することを理由に性能カタログへの掲載中止を求める場合には、その旨を公募担当に申請すること。

(7) 応募者は、カタログ記載事項の軽微な変更を求める場合には、その旨を公募担当に申請するものとする。

ここで、軽微な変更とは、性能カタログの項目のうち、技術名称や応募者名、連絡先などの変更を言う。ただし、この記載項目であっても、軽微な変更にあたらないと判断されることもあるので留意すること。

本公募内容に関する問い合わせについては、以下の通り受け付ける。

1) 問い合わせ先

住所：〒135-0042 東京都江東区木場 2-15-12 MAビル3階

宛先：一般財団法人 日本みち研究所 道路附属物点検支援技術公募担当

E-mail：rirs-koubo(at)rirs.or.jp

((at)を@に置き換えてください)

期間：令和8年4月28日(火)～令和8年6月30日(火)

2) 受付方法

E-mail(様式自由)にて受け付ける。

電話による問い合わせは受け付けない。

以上